

令和6年2月16日

一般廃棄物収集運搬許可業者 様

諏訪南行政事務組合  
組合長 今井 敦

## 諏訪南清掃センターへのごみ搬入について

日頃から、諏訪南清掃センターの施設運営にご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度の一般廃棄物処理業等の許可更新の申請にあたり、諏訪南清掃センターへのごみの搬入における遵守事項を下記のとおりとしますので、ご留意いただくようお願いいたします。

### 1 受入れ可能な廃棄物

- (1) 茅野市、富士見町及び原村の区域内で発生した一般廃棄物であって、構成市町村で定めるごみ分別区分で「燃やすごみ」に定められているものであること。
- (2) 一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けた者が持ち込む廃棄物は、茅野市、富士見町、原村が定める袋(事業者専用指定袋又は家庭系指定袋)を使用し、かつ、排出者の氏名又は事業所名が記入されたものであること。

### 2 遵守事項

- (1) 生ごみ等を搬入する際は十分に水切りしておくこと。
- (2) 以下のものについては搬入物に混在させないこと。
  - ア 不燃物(特に電池や未使用のライター等、発火のおそれがあるもの)
  - イ 資源物
  - ウ 産業廃棄物(特に廃プラスチック類)
- (3) 複数の市町村から収集した廃棄物を1台の収集車で搬入する場合は、市町村ごとの収集量を受付で申告すること。
- (4) 組合職員が実施する搬入物の展開検査に協力すること。
- (5) 埴原田区内の旧道は可燃物ステーション収集又は区内の収集運搬業務がある場合を除き、通行しないこと。
- (6) 施設敷地内に搬入物及びパッカー車脱離液(ごみ汁)を飛散させないこと。  
※施設内のピットにごみ汁を捨てることはできません。
- (7) 搬入車両にはやむを得ない場合を除き、各市町村で決められた収集運搬許可車の表示をすること。
- (8) 投入扉付近で作業する場合は、備え付けのフックに脱落制止用器具(安全带)を必ず掛けるなど、安全作業を心掛けること。
- (9) 故意又は過失により、組合職員若しくは施設運転員に危害を加え、又は施設を棄損したときは、損害賠償請求に応じること。
- (10) その他、組合職員及び施設運転員の指示に従うこと。

### 3 受入れの拒否

許可業者が次に該当するときは、その都度、期間を定め廃棄物の受入れを拒否することがあります。

- (1) 受入れできない廃棄物を清掃センターに搬入しようとしたとき。
- (2) 遵守事項を守らないとき。

### 4 その他

施設で受入れを拒否した許可業者の情報は、許可権限のある市町村に提供します。